

◆安全装置（バックカメラ等）導入助成

安全運行の支援を目的に、会員事業者がバックカメラ等を新たに導入し装着した場合、費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に取付け、R5.4.1～R6.3.31の間に支払い等(一括購入・割賦購入・リース)が完了しているもの。
なお、R5年3月31日以前の導入でも、R5年4月1日以降に支払ったもの又はリース契約を締結したものは助成対象になります。

【申請期間】 R5. 6. 1 ～ R6. 3. 31 (予算枠に達した場合、受付を終了します)

【助成金額】{(装置単価+取付費用)-(国+その他の補助金)}×1/3=三協助成額
(消費税抜き・千円未満切捨て)

【申請書類】 導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④下記のいずれかのもの
(新車の場合車番が確認できること)
一括購入⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写)
割賦購入⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写)
リース ⇒ リース契約書(写)
- ⑤車検証

【上限】

A【バックカメラ+モニター】	3万円
B【サイドカメラ】※Aを導入済みの場合	3万円
C【サイドカメラ+モニター】	3万円
D【バックカメラ+サイドカメラ+モニター】	6万円
E【カメラまたはモニター単体】	1万5千円

(トラクタ及びトレーラーのみ)
但し、1社につき合計20台まで

③はメーカー、型式、装置単価、台数がわかるもの

注意

サイドカメラは左側面に装着したもののみ対象となります
E【カメラまたはモニター単体】についてはトラクタ及びトレーラーのみ適用となります

(別紙)

安全装置（バックカメラ等）導入内訳書

【会社名】

【メーカー名】

【モニター型式】

【カメラ型式】

※市光工業のST-900等はシリーズ名です。
正確な型式を記入してください。

※モニターとカメラがセットの型式は
そちら記入してください。

番号	車両番号	カメラ 装着場所	装着年月日	装置+取付費用 【税抜き】	他機関からの助成金 【該当する場合のみ記入】	助成金額 【千円未満切捨て】
1		後・左	年 月 日	円	円	円
2		後・左	年 月 日	円	円	円
3		後・左	年 月 日	円	円	円
4		後・左	年 月 日	円	円	円
5		後・左	年 月 日	円	円	円
6		後・左	年 月 日	円	円	円
7		後・左	年 月 日	円	円	円
8		後・左	年 月 日	円	円	円
9		後・左	年 月 日	円	円	円
10		後・左	年 月 日	円	円	円
合計金額						円

※11台以上導入する場合は本紙をコピーして記入してください。

【注意事項】

- 三重県内の営業所に配置された事業用貨物自動車への取付であること
- 請求書等で上記内容が確認できること
- 他機関の助成制度を利用された事業者は必ず助成金額を記入すること (例) 交通共済・国交省の助成金など

{ (装置単価+取付費用) - (国+他の助成金) } × 1/3 = 三協の助成金(千円未満切捨て)

1台あたり上限3万円 但し、バックカメラとサイドカメラ両方を導入の場合は上限6万円

カメラまたはモニター単体の場合1万5千円(但しトラクタ及びトレーラーのみ)

上記の車両に間違いなく装着したことを証明いたします。

年 月 日

装着事業者記入欄

取付事業者名	
担当者名	
連絡先	

(別 紙)

安全装置（バックカメラ等）導入内訳書

【会社名】

【メーカー名】 クラリオン

【モニター型式】 CJ-7600*-*

【カメラ型式】 CC-6500*-*

※市光工業のST-900等はシリーズ名です。正確な型式を記入してください。

※モニターとカメラがセットの型式はそちら記入してください。

番号	車両番号	カメラ 装着場所	装着年月日	装置+取付費用 【税抜き】	他機関からの助成金 【該当する場合のみ記入】	助成金額 【千円未満切捨て】
1	三重〇〇〇あ〇〇〇〇	後・左	●●年●月●日	60,000 円	0 円	20,000 円
2	三重〇〇〇あ〇〇〇〇	後・左	●●年●月●日	60,000 円	10,000 円	16,000 円
3		後・左	年 月 日	円	円	円
4		後・左	年 月 日	円	円	円
5		後・左	年 月 日	円	円	円
6		後・左	年 月 日	円	円	円
7		後・左	年 月 日	円	円	円
8		後・左	年 月 日	円	円	円
9		後・左	年 月 日	円	円	円
10		後・左	年 月 日	円	円	円
合計金額						36,000 円

※1 1 台以上導入する場合は本紙をコピーして記入してください。

【注意事項】


- 三重県内の営業所に配置された事業用貨物自動車への取付であること
- 請求書等で上記内容が確認できること
- 他機関の助成制度を利用された事業者は必ず助成金額を記入すること

(例) 交通共済・国交省の助成金など

{ (装置単価+取付費用) - (国+他の助成金) } × 1/3 = ミト協の助成金(千円未満切捨て)
 1台あたり上限3万円 但し、バックカメラとサイドカメラ両方を導入の場合は上限6万円
 カメラまたはモニター単体の場合1万5千円(但しトラック及びトレーラーのみ)

上記の車両に間違いなく装着したことを証明いたします。

年 月 日

装着事業者記入欄		
取付事業者名	(株)〇〇〇〇 (ディーラー等)	
担当者名	〇〇 〇〇	
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

必ず押印すること(コピー不可)